

市原市墓園施設 墳墓設置基準

市原市墓園施設に墳墓を設置する場合は、以下の条件に適合していることが必要です。
また、特殊な色・形状の墓石等を設置することはできません。

◇一般墓地（和型墓地）の場合

1 墳墓に応じ、以下の規格内であること（表1、表2参照）。

- ・ 墓石及びカロートは、1区画に1つであること。
- ・ 両脇及び後方を3cm以上開けること。
- ・ 盛土及び囲障の高さは各60cm（3㎡の墳墓は30cm）以内であること。
- ・ 盛土上の各設備（墓石、墓誌、塔婆立、植樹など）の高さは全て200cm（12㎡以上の墳墓は250cm）以内であり、かつ規格の範囲内（図の点線内）に収まること。

2 墓石には使用者の姓、配偶者の旧姓、前使用者の姓及び一般的な表記のみ彫ることができる。

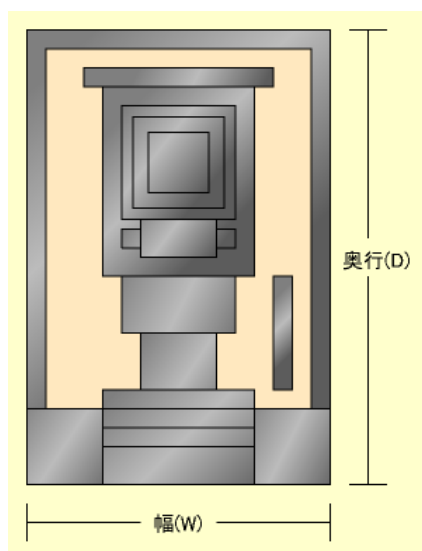
例 使用者の姓が「市原」、配偶者の旧姓が「五井」の場合

- ・ ○ 市原家之墓
- ・ ○ 先祖代々之墓
- ・ ○ 愛、夢など
- ・ ○ 題目（南無妙法蓮華経など）

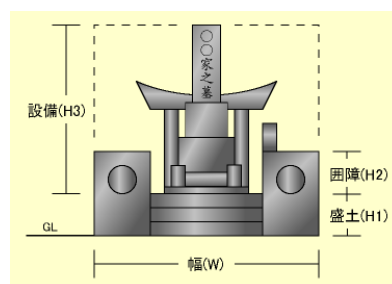
※ 以下のように、配偶者の旧姓や連名を彫刻する場合は、事前に市役所へ連絡が必要です。戸籍謄本等による確認を行います。

- ・ ○ 五井家之墓（配偶者の旧姓）
- ・ ○ 市原家五井家之墓（連名・使用者の姓、配偶者の旧姓、前使用者の姓のみ可能）
- ・ × 千葉家之墓（使用者と異なる姓）
- ・ × 市原家千葉家之墓（配偶者の旧姓以外の連名）

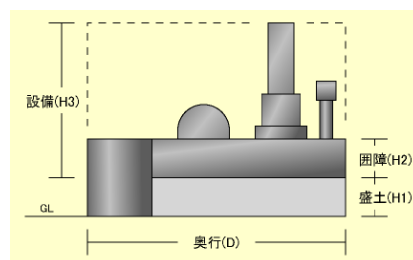
平面図



正面図



側面図

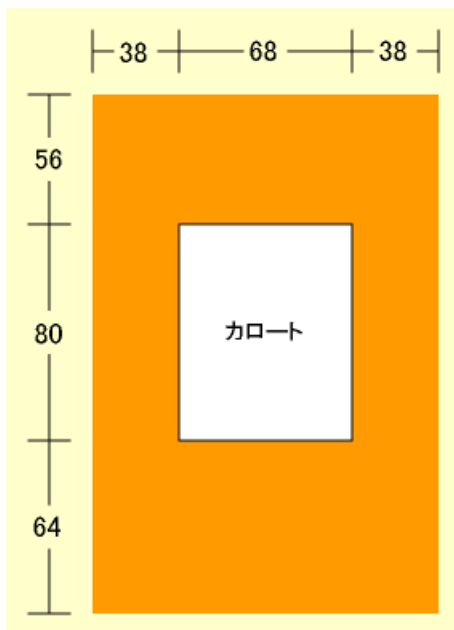


3 海保墓園 31 区 (3 m²) の墳墓の特例

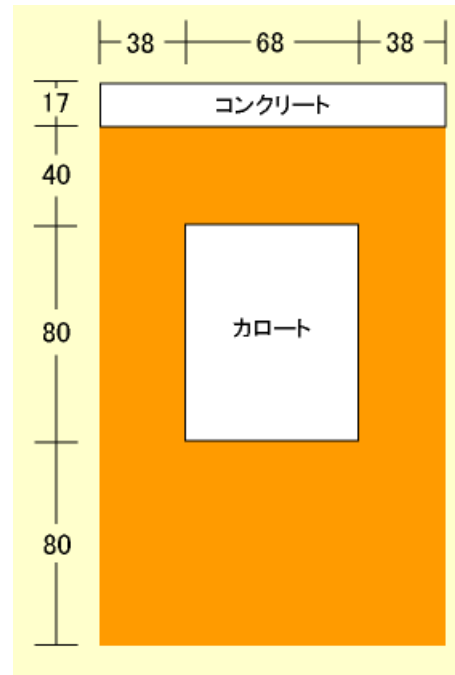
- ・ 海保墓園31区は、下図のようにあらかじめカロート及びコンクリートが設置されており、また雛壇状に配置されているので、これらに合わせること。
- ・ 盛土及び囲障の高さは各30cm 以内であること。
- ・ 植樹をしてはならない。

カロート位置

1～22号、188号～367号

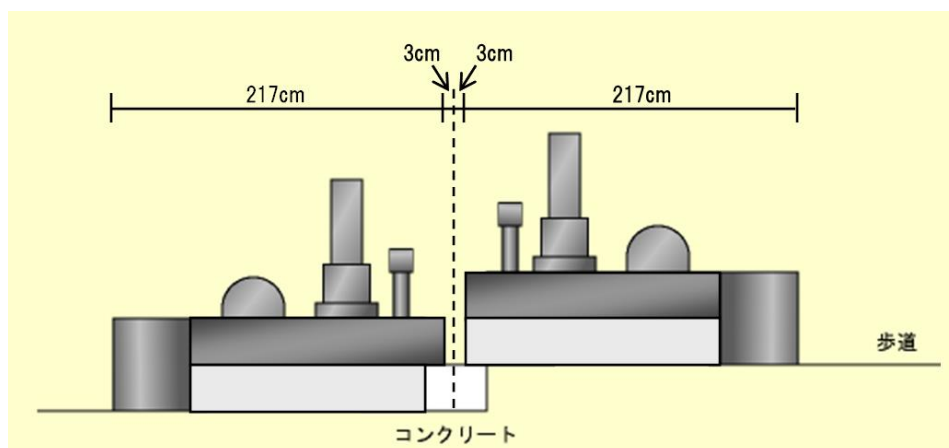


23号～187号



側面図

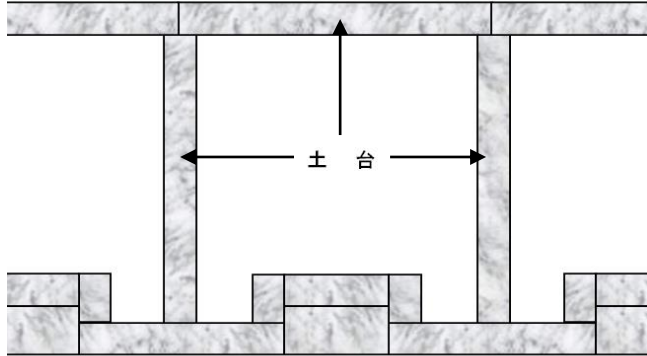
31区 23号～187号



4 既存の土台が設置されている区画について

- 一部の区画には、以下のように隣接区画と一体化した既存の土台が設置されている。
- 境界部分の石を削るときは、隣接区画使用者の承諾を得ること。

(平面図)



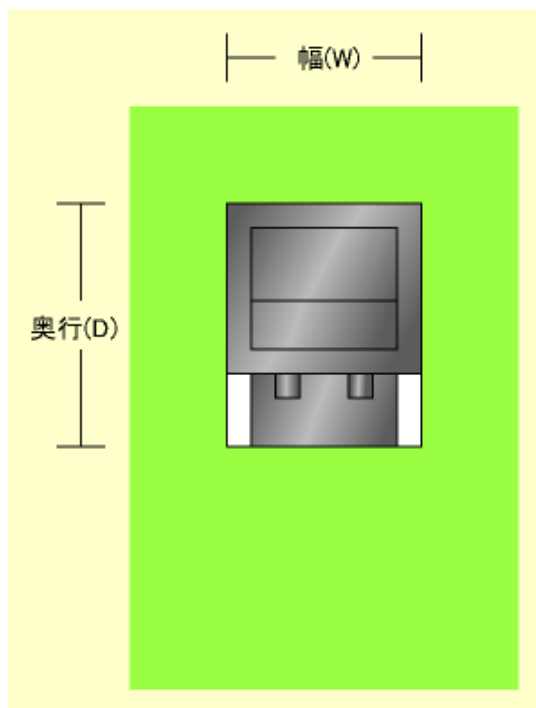
※参考 海保墓園 2区既存の土台設置区画 写真



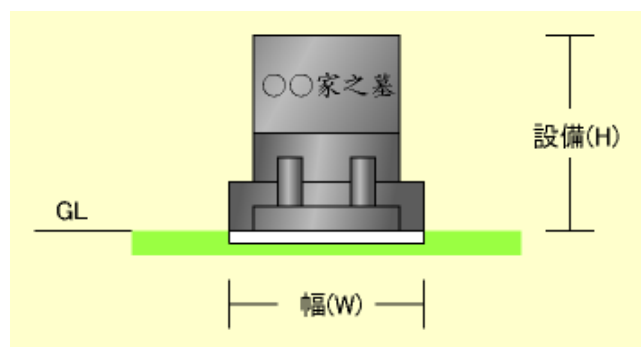
◇芝生墓地（洋型墓地）の場合

- 以下の規格内であること（表1、表2参照）。
 - 各設備は全てカロートの上に収まること。
 - 設備の高さは全て60cm以内であること。
 - 墓石、線香立、花立のみ設置することができる（塔婆立は別に設置してあるものを使用すること）。
- 墓石には使用者の姓、配偶者の旧姓、前使用者の姓及び一般的な表記のみ彫ることができる。（一般墓地と同じ）

平面図



正面図



側面図

